

小牧市空き家ガイドブック協働発行事業協働者募集要項

1 目的

この要項は、空き家の発生抑制、利活用などについてまとめた冊子「小牧市空き家ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）の協働発行事業の協働者募集について、必要な事項を定めるものである。

なお、この事業は、提案書等が選定された者（以下「最優秀提案者」という。）が募集する広告収入により実施することとし、編集及び印刷等の経費を市が負担することなくガイドブックを発行するものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 小牧市空き家ガイドブック協働発行事業
- (2) 事業内容 小牧市空き家ガイドブック協働発行事業仕様書による。
- (3) 事業費用 本事業に要する一切の費用は最優秀提案者の負担とし、小牧市（以下「市」という。）は費用を負担しない。
- (4) 履行期間 協定締結日翌日から 2 年間
- (5) 掲載期間 掲載期間は次のとおりとする。
 - 第 1 回 協定締結日翌日から 1 年間
 - 第 2 回 第 1 回期間翌日から 1 年間

3 参加資格要件

参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申込書（以下「申込書」という。）提出日時点で、次のすべての要件を満たすものであることとする。

なお、協定締結までの間においても、要件を満たさなくなった場合は最優秀提案者の決定を取り消すことがある。

- (1) 小牧市広告掲載要綱その他関係法令に違反していない者であること。
- (2) 小牧市入札参加資格者名簿(物品等)に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 11 年 3 月 4 日 11

小総第 47 号) に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 25 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属しない者であること。
- (7) ガイドブック(又はそれに類似する冊子等)について、自治体と協働発行(又は寄附等無償提供)した実績を有し、愛知県、岐阜県、三重県内における発行実績が 5 以上ある者であること。
- (8) 広告事業者の募集に関しての一切の事業(広告主の募集、広告制作及び編集)を行える者であること。
- (9) 広告掲載料が確保できなかった場合に納品保障ができる者であること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協定を締結することが適当でないと市長が判断する者ではないこと。

4 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

提出書類の作成及び提出にかかる一切の費用については、参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

(3) 特許権の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等をしようとした結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

(4) 提出資料の取り扱い

提出された資料は、本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。ただし、公平性、透明性を期すために小牧市情報公開条例(平成 12 年小牧市条例第 39 号)等の関連規定に基づき公開することがある。

(5) 複数提案の禁止

参加希望者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、市は、当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

(7) 虚偽記載の禁止

申込書、提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とする。

5 提案募集及び選定のスケジュール

提案募集及び選定は、次のとおり行う。

- (1) 募集要項配布 8月7日(金)から21日(金)午後4時まで
- (2) 質問受付 8月25日(火)午後4時まで
- (3) 質問回答 8月27日(木)
- (4) 参加申込 8月31日(月)午後4時まで
- (5) 書類審査 9月上旬頃
- (6) 審査結果公表 9月中旬頃
- (7) 詳細協議 9月中旬頃から3日間程度

6 募集について

協働者の募集は、ホームページに掲載して行う。

ア 配布期間 8月7日(金)から21日(金)まで

イ 配布方法 市ホームページ

7 募集要項等に関する質問受付及び回答

- (1) 受付期限 8月25日(火)午後4時まで(必着)
- (2) 質問方法 質問書(指定様式)を使用し、メールにより行うものとする。なお、郵送、電話、FAX 及び口頭並びに持参については、不可とする。
- (3) 送付先 toshi@city.komaki.lg.jp
- (4) 質問回答 8月27日(木)にメールにより個別に回答するとともに、すべての質問内容及びそれに対する回答を参加希望者全員にメールにて送付する。ただし、質問者に関する情報は非公開とする。

8 申込書等の提出

- (1) 提出期限 8月31日(月)午後4時まで(必着)

- (2) 提出先 小牧市役所東庁舎 2 階 都市政策部 都市計画課 居住推進係
- (3) 提出方法 持参、郵送またはメール（※メールでの提出時は一報ください）
- (4) 提出書類

参加希望者は、以下の書類および電子データ（PDF）を提出すること。

ア 小牧市空き家ガイドブック協働発行事業申込書兼誓約書

（様式第 1）

イ 提案書（任意様式）

9 提案書等の作成方法

- (1) 提案書の様式は、日本産業規格 A 4 サイズとする。
- (2) 提案書は、現行の「小牧市空き家ガイドブック」の内容を網羅するもので、表紙と目次を除き、16 ページ以内（両面印刷可）で作成すること。
- (3) 提案書は、表紙、目次を除き、ページ番号を付すこと。
- (4) 提案書は、仕様書の内容を踏まえ、以下について項目順に必ず記載すること。

ア 全体概要

市の目的を踏まえ、官と民の事業分担についての基本的な考え方について記載すること。また、ガイドブック作成にあたり、実施体制、拠点、問い合わせや苦情に対する対応について記載すること。

イ 作成スケジュール

協定締結から初版発行までの全体スケジュールについて、作業項目単位で案を記載すること。その際、市職員との役割分担を明確にすること。

ウ ガイドブック作成の手順

仕様書に基づき、ガイドブックをどのように構成していくか記載すること。また、行政情報、広告等の予定レイアウトや掲載内容を記載すること。

エ 広告募集及び掲載手順

広告募集から掲載までの過程を記載すること。また、広告募集の方法及び広告主の見込み数を記載すること。

オ その他独自提案

仕様書に記載のない項目で空き家対策や相続等に関する独自提案があれば記載すること。

カ 業務実績

愛知県、岐阜県、三重県内の自治体においてガイドブック（又はそれに類似する冊子等）を発行した業務実績を記載すること。なお、業務実績にあつては、自治体名、発行部数、総ページ数及び申込書提出日現在における初版発行からの経過年数を記載すること。

キ 納品サンプル

仕様書に類似したサンプル（実際の納品物でも可）を添付すること。
なお、添付する数は3件以内とする。

- (5) 参加希望者から提出された提案書等に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容は見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。

10 最優秀提案者の選定方法等

(1) 広告審査会

9月上旬頃

(2) 最優秀提案者の審査、選定方法

ア 提案書等の内容を基に、広告審査会において総合的に評価し、総合得点の最も大きい提案をした参加希望者を最優秀提案者とする。

イ 評価は、「9 提案書等の作成方法」に記載した「提案項目」ごとに評価し、その合計点を評価点とする。

ウ 上位者の評価点が同点となった場合は、委員の協議により決定する。
また、参加希望者が1社のみであっても、その提案内容が優れていると審査委員会において審査された場合は、その参加希望者を最優秀提案者とする。

エ 無効又は失格となった参加者の提案書等は評価しない。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、すべての参加者に電子メールにより通知する。電話、口頭、FAX 等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果について、市ホームページで最優秀提案者名及び合計得点を公開する。なお、採点基準、選定委員毎の得点、内容等は非公開とする。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加申込期限を過ぎて申込書、提案書等が提出された場合
- イ 提案書等に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要項に違反すると認められる場合

11 協定の締結

- (1) 最優秀提案者となった者（以下「協働者」という。）は、市と協議のうえ協定書案を作成し、協定を締結する。
- (2) 協働者は、協定締結後、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

12 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な事業遂行

- ア 協働者は、実施要項及び提案書等の記載内容に沿って誠実に事業を遂行する。
- イ 市と協働者は、事業遂行にあたり疑義が生じた場合には、両者で誠意をもって協議する。

(2) 協定期間中の市と協働者との関わり

本事業は、協働者の責により遂行するものとする。市は協定に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

（問題発生時の対応）

- ア 協働者は、ガイドブックに掲載された広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、速やかに市と協力して解決に努めるものとする。
- イ 協働者は、広告主若しくは掲載された広告の内容が要綱その他関係法令に違反しているとき又は小牧市役所に配置する広告としてふさわしくないときと市長が判断したときは、広告の修正又は削除を無償かつ速やかに行わなければならない。

（中止）

- ア 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、協働者が当該期間内に改善することができ

なかった場合は、協定を解除するものとする。

(1) ガイドブックを指定する期日までに納入しないとき。

(2) 広告の修正又は削除の指示に従わないとき。

(3) その他市長が改善の必要があると認めたとき。

イ 前項の規定により協定を解除した場合には、協働者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(協働者の決定の取消し)

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働者としての決定を取り消すことができる。この場合において、協働者に生じた損害に対して、市はその責任を負わない。

(1) 協働者が参加資格要件を満たしていないことが明らかになったとき。

(2) 虚偽の申込みをしたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

イ 前項の規定により決定を取り消した場合には、協働者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(責任の制限)

ア 協働者は、広告の掲載について広告主又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の責任及び負担において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(事業継続困難時の対応)

ア 協働者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、協働者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。協働者が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は、協働者との協定を解除することができるものとする。

イ 協働者が倒産し、又は協働者の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合は、市は協働者との協定を解除することができる。

ウ ア又はイにより協定を解除した場合には、協働者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力その他市又は協働者の責に帰すことができない事由により本事業の継続が困難となった場合には、市と協働者は、事業継続の可否

について協議する。

13 問合せ先

小牧市役所 都市政策部 都市計画課 居住推進係

住 所 〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地

電 話 0568-39-6534（直通）

電子メール toshi@city.komaki.lg.jp